

第6 介護サービス利用見込み等と保険料について

◀ サービス利用見込み等 ▶

1 第1号被保険者（65歳以上の被保険者）の見込み

本市の65歳以上の高齢者（第1号被保険者）は今後も引き続き増加し、平成29年度には約28万4千人になる見込みです。

（単位：人／月）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第1号被保険者数	253,794	261,978	268,799	275,951	280,856	283,779
65歳～74歳 (割合)	125,680 49.5%	131,137 50.1%	136,491 50.8%	141,074 51.1%	141,470 50.4%	141,039 49.7%
75歳以上 (割合)	128,114 50.5%	130,841 49.9%	132,308 49.2%	134,877 48.9%	139,386 49.6%	142,740 50.3%

※ 平成24・25年度は平均値、平成26年度は7月値。平成27年度以降は推計値。

2 要支援・要介護認定者の見込み

高齢者の増加に伴い、要支援・要介護認定者は今後も増加することが予想され、平成29年度には約6万4千人になる見込みです。

（単位：人／月）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要支援1	7,855	8,298	8,209	8,663	8,854	9,059
要支援2	7,404	7,694	7,898	8,025	8,202	8,395
要介護1	13,194	13,934	14,506	14,611	15,030	15,464
要介護2	9,718	9,988	10,401	10,490	10,804	11,109
要介護3	6,707	6,939	7,312	7,294	7,528	7,756
要介護4	5,975	6,139	6,365	6,506	6,720	6,918
要介護5	4,961	4,861	4,851	5,138	5,303	5,458
合計	55,814	57,853	59,542	60,727	62,441	64,159
出現率 (対第1号被保険者数)	22.0%	22.1%	22.2%	22.0%	22.2%	22.6%

※ 平成24・25年度は平均値、平成26年度は7月値。平成27年度以降は推計値。

3 サービス利用者の見込み

介護保険のサービス利用者は、要介護認定者の増加や施設の計画的な整備により、今後とも増加傾向となりますが、制度改正により予防給付の「訪問介護」と「通所介護」が「新しい総合事業」へ移行するため、平成29年度に約4万5千人になる見込みです。

（単位：人／月）

利用者（実人数）	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
サービス利用者	41,967	43,786	45,405	46,799	45,881	44,936
在宅サービス利用者	30,488	31,732	33,175	33,629	32,312	30,799
施設・居住系サービス利用者	11,479	12,054	12,230	13,170	13,569	14,137

※ 平成24・25年度は平均値、平成26年度は7月速報値。平成27年度以降は推計値。

4 在宅サービスの見込量

サービスごとの利用率や利用回数の実績などから、各サービスの利用量を見込んでいます。

【第6期（平成27～29年度）サービス利用見込量】

介護給付		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
在宅	訪問介護	回/月	198,525	201,546	204,662
	訪問入浴介護	回/月	2,108	2,164	2,227
	訪問看護	回/月	18,608	20,151	21,845
	訪問リハビリテーション	回/月	9,335	10,660	12,198
	居宅療養管理指導	人/月	5,261	5,833	6,378
	通所介護	回/月	164,213	177,219	191,282
	通所リハビリテーション	回/月	37,718	39,288	40,946
	短期入所生活介護	日/月	19,177	19,412	19,586
	短期入所療養介護	日/月	1,428	1,466	1,492
	特定施設入居者生活介護	人/月	2,272	2,272	2,460
	福祉用具貸与	人/月	13,149	14,008	14,813
	特定福祉用具販売	人/月	294	306	315
	住宅改修	人/月	281	281	281
	居宅介護支援	人/月	23,565	24,621	25,728

※地域密着型通所介護は、「通所介護」の中で見込んでいます。

予防給付		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
在宅	介護予防訪問介護	人/月	6,500	6,547	6,678
	介護予防訪問入浴介護	回/月	19	37	56
	介護予防訪問看護	回/月	1,104	1,142	1,175
	介護予防訪問リハビリテーション	回/月	1,050	1,156	1,261
	介護予防居宅療養管理指導	人/月	206	213	220
	介護予防通所介護	人/月	4,007	4,326	4,657
	介護予防通所リハビリテーション	人/月	1,251	1,322	1,396
	介護予防短期入所生活介護	日/月	306	311	308
	介護予防短期入所療養介護	日/月	51	67	89
	介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	286	286	310
	介護予防福祉用具貸与	人/月	3,342	3,748	4,170
	介護予防特定福祉用具販売	人/月	119	118	116
	住宅改修（予防）	人/月	168	168	168
	介護予防支援	人/月	10,624	11,000	11,386

※「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」については、平成28年度中に実施する「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」への移行分を含んでいます。

5 地域密着型サービスの見込量

サービスごとの利用状況や施設整備計画などから、各サービスの利用量を見込んでいます。

【第6期（平成27～29年度）サービス利用見込量】

介護給付		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域密着	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	47	77	97
	夜間対応型訪問介護	人/月	50	56	62
	認知症対応型通所介護	回/月	5,706	5,706	5,706
	小規模多機能型居宅介護	人/月	782	921	1,061
	看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	人/月	25	70	85
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	人/月	2,080	2,269	2,320
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	568	712	712

※地域密着型通所介護は、「通所介護」の中で見込んでいます。

予防給付		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域密着	介護予防認知症対応型通所介護	回/月	21	21	21
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	56	59	63
	介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	人/月	3	4	4

6 施設サービスの見込量

サービスごとの利用状況や施設整備計画などから、各サービスの利用量を見込んでいます。
介護療養型医療施設（※）については、今後の転換意向など未確定の部分があるため、最近の定員数と利用実績に基づき、利用量を見込んでいます。

【第6期（平成27～29年度）サービス利用見込量】

介護給付		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	人/月	4,459	4,524	4,829
	介護老人保健施設	人/月	2,911	2,911	2,911
	介護療養型医療施設	人/月	591	591	591

（※）介護療養型医療施設

- 病状が安定している長期入院患者で、医学的管理が必要な要介護者が入所する施設。
- 国の療養病床の再編により、平成29年度末までに介護療養型老人保健施設等へ転換し、廃止されることとなっており、平成24年度以降は新規の整備は認められていません。

7 高齢者福祉施設等の整備

1 整備にあたっての基本的な考え方

- (1) 第5期計画（平成24年度～26年度）の基本的な考え方を継承・発展させながら、中長期的な視点をもって、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みを推進します。
- (2) 既存施設の整備状況、待機者の状況、市民ニーズ、今後の高齢化の推移等を踏まえながら、給付と負担のバランスにも留意し、在宅サービスと施設サービスとのバランスのとれた適切な整備量を設定します。
- (3) 整備については公募を基本とし、公募審査にあたっては、サービスの質を重視した評価を行い、質の確保に取り組みます。

2 各サービスの整備方針

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）※地域密着型介護老人福祉施設を含む

第5期計画に引き続き、利用者のニーズの高い、介護老人福祉施設を整備します。整備にあたっては、地域密着型の理念を生かした地域密着型介護老人福祉施設に認知症対応型共同生活介護と小規模多機能型居宅介護、サロンを組み合わせた「複合型介護老人福祉施設」及び「広域型介護老人福祉施設」、「既存施設の増床」の3つの手法により整備を行います。

(2) 介護老人保健施設

介護老人保健施設については、第5期における増床の影響を考慮し、現在の定員数を維持します。

(3) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症高齢者の増加に対応するため、第5期計画に引き続き、認知症対応型共同生活介護を整備します。整備数・整備箇所については、日常生活圏域毎の整備率の均衡に留意して設定します。整備にあたっては、地域密着型介護老人福祉施設及び小規模多機能型居宅介護との併設、小規模多機能型居宅介護との併設などの手法により行います。

(4) 特定施設入居者生活介護

要支援など比較的軽度の状態から入居でき、介護が必要な状態になっても住み続けることができる多様なサービスを確保する観点から、混合型特定施設入居者生活介護を第6期においても整備します。整備にあたっては、既存施設の指定は行わず、新設施設の指定により行います。

(5) 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護については、在宅生活を総合的に支援するサービスであり、第5期計画に引き続き、日常生活圏域毎の整備率の均衡に留意しつつ整備を行います。

整備にあたっては、地域密着型介護老人福祉施設や認知症対応型共同生活介護との併設、及び認知症対応型共同生活介護との併設により整備を行います。

(6) 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を受けられる看護小規模多機能型居宅介護は、在宅の医療ニーズの高い方を支援するサービスであり、整備を行います。

整備にあたっては、認知症対応型共同生活介護との併設により整備を行います。

(7) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が連携しながら、定期的巡回訪問と随時の対応を行うサービスで、在宅の医療ニーズの高い方を支援するサービスであり、整備を行います。

(8) その他の老人福祉施設等

軽費老人ホーム、養護老人ホーム、生活支援ハウスは、利用率の推移が安定しており、また、民間事業者による有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの整備が進められていることを踏まえ、現在の定員数を維持します。

【施設・介護専用居住系サービスの整備目標】

(単位：人)

種別	平成26年度末 見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度	増加量
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	5,033	5,033	5,278	5,548	515
介護老人保健施設	2,970	2,970	2,970	2,970	0
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	2,181	2,181	2,379	2,433	252

※ 介護老人福祉施設には、地域密着型介護老人福祉施設を含む。

【混合型特定施設入居者生活介護の整備目標】

(単位：人)

種別	平成26年度末 見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度	増加量
混合型特定施設入居者生活介護 (実定員数)	2,842	2,842	3,082	3,082	240

【その他の老人福祉施設等の整備状況】

(単位：人)

種別	利用定員
軽費老人ホーム（経過的軽費老人ホーム400人含む）	1,120
養護老人ホーム	570
生活支援ハウス	46

【第5期（平成24～26年度）サービス利用量の実績】

介護給付		単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
在宅	訪問介護	回/月	170,072	169,551	179,067
	訪問入浴介護	回/月	1,598	1,521	1,704
	訪問看護	回/月	14,049	15,121	18,356
	訪問リハビリテーション	回/月	6,376	6,911	8,543
	居宅療養管理指導	人/月	3,909	4,363	4,680
	通所介護	回/月	127,664	139,186	157,857
	通所リハビリテーション	回/月	32,476	33,055	35,847
	短期入所生活介護	日/月	16,091	15,753	17,438
	短期入所療養介護	日/月	1,506	1,583	1,422
	特定施設入居者生活介護	人/月	1,782	2,029	2,081
	福祉用具貸与	人/月	10,835	11,526	12,482
	特定福祉用具販売	人/月	295	304	297
	住宅改修	人/月	289	276	335
	居宅介護支援	人/月	20,641	21,275	22,569
	地域密着	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	-	1
夜間対応型訪問介護		人/月	31	38	37
認知症対応型通所介護		回/月	6,288	6,050	5,577
小規模多機能型居宅介護		人/月	389	504	554
複合型サービス		人/月	-	9	19
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）		人/月	1,773	1,907	1,961
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		人/月	316	438	503
施設	地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	人/月	3,874	3,981	4,011
	介護老人保健施設	人/月	2,830	2,802	2,798
	介護療養型医療施設	人/月	723	672	649

予防給付		単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
在宅	介護予防訪問介護	人/月	6,257	6,374	6,174
	介護予防訪問入浴介護	回/月	5	12	9
	介護予防訪問看護	回/月	1,024	1,038	1,113
	介護予防訪問リハビリテーション	回/月	632	815	925
	介護予防居宅療養管理指導	人/月	171	183	194
	介護予防通所介護	人/月	3,113	3,438	3,606
	介護予防通所リハビリテーション	人/月	1,031	1,101	1,137
	介護予防短期入所生活介護	日/月	209	206	244
	介護予防短期入所療養介護	日/月	5	19	32
	介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	223	256	261
	介護予防福祉用具貸与	人/月	2,165	2,552	2,775
	介護予防特定福祉用具販売	人/月	137	139	146
	住宅改修（予防）	人/月	182	180	139
	介護予防支援	人/月	9,418	9,923	9,984
	地域密着	介護予防認知症対応型通所介護	回/月	4	16
介護予防小規模多機能型居宅介護		人/月	24	28	44
介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）		人/月	1	3	2

※平成24・25年度は平均値、平成26年度は7月速報値。

8 日常生活圏域について

(1) 日常生活圏域の設定について

日常生活圏域は、地理的条件や人口、交通事情、その他既存施設やサービスの整備状況を踏まえ設定されます。

第6期計画においても、第5期に引き続き市内24圏域を設定し、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活ができるよう、日常生活圏域を踏まえて地域密着型サービスを整備します。

日常生活圏域

圏域区分	小学校区(目安)
門司 1	伊川、大積、白野江、柄杓田、松ヶ江北、松ヶ江南
門司 2	小森江東、田野浦、港が丘、門司中央、門司海青
門司 3	小森江西、大里東、大里南、大里柳、西門司、萩ヶ丘、藤松
小倉北 1	足原、霧丘(小倉南区を除く)、桜丘、寿山、富野
小倉北 2	足立、貴船、小倉中央、三郎丸、中島、藍島、城野(小倉南区を除く)
小倉北 3	到津、井堀、北小倉、中井、西小倉、日明、高見(八幡東区を除く)
小倉北 4	泉台、今町、清水、南丘(小倉南区を除く)、南小倉
小倉南 1	朽網、曾根、曾根東、田原、貴、東朽網
小倉南 2	葛原、高蔵、沼、湯川、吉田
小倉南 3	横代、若園、城野(小倉北区を除く)、北方、霧丘(小倉北区を除く)
小倉南 4	徳力、広徳、企救丘、志井、守恒、長尾、南丘(小倉北区を除く)
小倉南 5	長行、合馬、市丸、新道寺、すがお
若松 1	赤崎、小石、修多羅、深町、古前、若松中央、藤木
若松 2	青葉、江川、鴨生田、高須、花房、二島、光貞(八幡西区を除く)
八幡東 1	祝町、枝光、高槻、高見(小倉北区を除く)、槻田、ひびきが丘
八幡東 2	大蔵、河内、皿倉、花尾(八幡西区を除く)、八幡、黒崎中央(八幡西区を除く)
八幡西 1	赤坂、浅川、医生丘、折尾東、本城、光貞(若松区を除く)
八幡西 2	永犬丸、永犬丸西、折尾西、則松、八枝
八幡西 3	青山、穴生、熊西、竹末、萩原、引野
八幡西 4	黒畑、黒崎中央(八幡東区を除く)、筒井、鳴水、花尾(八幡東区を除く)
八幡西 5	大原、上津役、塔野、中尾、八児
八幡西 6	池田、香月、楠橋、木屋瀬、千代、星ヶ丘
戸畑 1	あやめが丘、戸畑中央、中原
戸畑 2	一枝、大谷、鞆ヶ谷、天籟寺、牧山

(2) 日常生活圏域ごとの概況

(単位:人)

日常生活圏域	被保険者数 ①	高齢化率	要介護認定者数②							
			(認定者率) ②/①		軽度 (要支援1・2、要介護1)		中度 (要介護2、3)		重度 (要介護4、5)	
門司1	6,556	(31.4%)	1,476	(22.5%)	721	(48.8%)	430	(29.1%)	325	(22.0%)
門司2	9,749	(35.7%)	2,224	(22.8%)	1,132	(50.9%)	679	(30.5%)	413	(18.6%)
門司3	17,614	(29.6%)	3,747	(21.3%)	2,043	(54.5%)	1,055	(28.2%)	649	(17.3%)
門司区合計	33,919	(31.5%)	7,447	(22.0%)	3,896	(52.3%)	2,164	(29.1%)	1,387	(18.6%)
小倉北1	11,521	(28.4%)	2,627	(22.8%)	1,397	(53.2%)	742	(28.2%)	488	(18.6%)
小倉北2	12,349	(24.0%)	2,782	(22.5%)	1,370	(49.2%)	833	(29.9%)	579	(20.8%)
小倉北3	11,621	(22.6%)	2,422	(20.8%)	1,199	(49.5%)	746	(30.8%)	477	(19.7%)
小倉北4	11,266	(27.3%)	2,414	(21.4%)	1,265	(52.4%)	692	(28.7%)	457	(18.9%)
小倉北区合計	46,757	(25.1%)	10,245	(21.9%)	5,231	(51.1%)	3,013	(29.4%)	2,001	(19.5%)
小倉南1	12,937	(23.6%)	2,323	(18.0%)	1,214	(52.3%)	643	(27.7%)	466	(20.1%)
小倉南2	12,362	(24.1%)	2,518	(20.4%)	1,353	(53.7%)	659	(26.2%)	506	(20.1%)
小倉南3	9,352	(22.8%)	2,092	(22.4%)	1,113	(53.2%)	594	(28.4%)	385	(18.4%)
小倉南4	12,839	(21.0%)	2,397	(18.7%)	1,326	(55.3%)	623	(26.0%)	448	(18.7%)
小倉南5	4,493	(28.8%)	1,023	(22.8%)	500	(48.9%)	293	(28.6%)	230	(22.5%)
小倉南区合計	51,983	(23.2%)	10,353	(19.9%)	5,506	(53.2%)	2,812	(27.2%)	2,035	(19.7%)
若松1	14,085	(34.2%)	3,403	(24.2%)	1,833	(53.9%)	978	(28.7%)	592	(17.4%)
若松2	9,959	(21.3%)	2,078	(20.9%)	976	(47.0%)	646	(31.1%)	456	(21.9%)
若松区合計	24,044	(27.4%)	5,481	(22.8%)	2,809	(51.2%)	1,624	(29.6%)	1,048	(19.1%)
八幡東1	11,909	(31.8%)	2,676	(22.5%)	1,408	(52.6%)	797	(29.8%)	471	(17.6%)
八幡東2	11,118	(31.3%)	2,753	(24.8%)	1,419	(51.5%)	800	(29.1%)	534	(19.4%)
八幡東区合計	23,027	(31.6%)	5,429	(23.6%)	2,827	(52.1%)	1,597	(29.4%)	1,005	(18.5%)
八幡西1	13,468	(21.2%)	2,672	(19.8%)	1,371	(51.3%)	796	(29.8%)	505	(18.9%)
八幡西2	11,748	(25.5%)	2,303	(19.6%)	1,159	(50.3%)	680	(29.5%)	464	(20.1%)
八幡西3	9,121	(22.1%)	1,866	(20.5%)	1,031	(55.3%)	504	(27.0%)	331	(17.7%)
八幡西4	8,363	(26.3%)	1,786	(21.4%)	993	(55.6%)	486	(27.2%)	307	(17.2%)
八幡西5	11,735	(30.0%)	2,363	(20.1%)	1,217	(51.5%)	705	(29.8%)	441	(18.7%)
八幡西6	11,540	(25.4%)	2,716	(23.5%)	1,357	(50.0%)	851	(31.3%)	508	(18.7%)
八幡西区合計	65,975	(24.7%)	13,706	(20.8%)	7,128	(52.0%)	4,022	(29.3%)	2,556	(18.6%)
戸畑1	8,797	(26.8%)	2,061	(23.4%)	1,104	(53.6%)	570	(27.7%)	387	(18.8%)
戸畑2	8,208	(28.4%)	1,794	(21.9%)	956	(53.3%)	478	(26.6%)	360	(20.1%)
戸畑区合計	17,005	(27.5%)	3,855	(22.7%)	2,060	(53.4%)	1,048	(27.2%)	747	(19.4%)
合計	262,710	(26.1%)	56,516	(21.5%)	29,457	(52.1%)	16,280	(28.8%)	10,779	(19.1%)

※平成25年9月末実績(住所地特例対象者等を除く)

※高齢化率は、平成25年3月現在の小学校区別人数による集計

※要介護認定者は、第2号被保険者を含む

(3) 地域密着型サービス（施設・居住系）の必要利用定員

圏域	地域密着型介護老人福祉施設（人） （定員29人以下の特別養護老人ホーム）				認知症対応型共同生活介護（人） （グループホーム）			
	27年度	28年度	29年度	増加量	27年度	28年度	29年度	増加量
門司1	0	0	0	0	63	63	63	0
2	20	20	20	0	81	81	81	0
3	58	87	87	29	126	144	144	18
小倉北1	0	0	0	0	88	106	106	18
2	99	99	99	0	108	108	108	0
3	29	29	29	0	81	99	99	18
4	0	0	0	0	99	99	99	0
小倉南1	0	0	0	0	162	162	162	0
2	29	29	29	0	108	108	108	0
3	0	29	29	29	63	81	81	18
4	29	29	29	0	54	72	90	36
5	29	29	29	0	72	72	72	0
若松1	29	58	58	29	99	135	135	36
2	29	29	29	0	108	108	108	0
八幡東1	29	29	29	0	99	99	99	0
2	0	29	29	29	81	117	117	36
八幡西1	29	29	29	0	117	117	117	0
2	20	20	20	0	54	72	90	36
3	29	29	29	0	90	90	90	0
4	0	0	0	0	81	81	81	0
5	0	29	29	29	81	99	99	18
6	58	58	58	0	115	115	115	0
戸畑1	0	0	0	0	88	88	88	0
2	58	58	58	0	63	63	81	18
合計	574	719	719	145	2,181	2,379	2,433	252

※日常生活圏域毎の必要利用定員については予定であり、公募の実施方法及び選定結果によって整備圏域は変動します。

(4) 地域密着型サービス利用量の見込み

在宅系サービス

圏域	小規模多機能型居宅介護(人/月)			認知症対応型通所介護(回/月)		
	27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度
門司1	21	24	28	142	142	142
2	31	36	41	213	213	213
3	56	66	75	384	384	384
小倉北1	36	42	50	251	251	251
2	40	46	53	269	269	269
3	37	44	50	253	253	253
4	35	41	48	246	246	246
小倉南1	42	48	55	282	282	282
2	40	46	53	269	269	269
3	30	35	40	204	204	204
4	41	48	55	280	280	280
5	14	17	19	98	98	98
若松1	45	52	60	307	307	307
2	32	38	42	217	217	217
八幡東1	38	45	51	260	260	260
2	35	41	48	242	242	242
八幡西1	43	50	57	294	294	294
2	38	44	50	256	256	256
3	29	34	39	199	199	199
4	27	31	36	183	183	183
5	38	44	50	256	256	256
6	36	44	51	252	252	252
戸畑1	28	33	38	192	192	192
2	26	31	35	178	178	178
合計	838	980	1,124	5,727	5,727	5,727

圏域	定期巡回・随時対応型訪問介護看護(人/月)			夜間対応型訪問介護(人/月)			看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)(人/月)		
	27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度
門司1	0	2	2	1	1	2	1	2	2
2	0	3	4	2	2	2	1	3	3
3	0	5	7	3	4	4	2	5	6
小倉北1	0	3	4	2	2	3	1	3	4
2	0	4	5	2	3	3	1	3	4
3	0	3	4	2	3	3	1	3	4
4	0	3	4	2	2	3	1	3	4
小倉南1	0	4	5	3	3	3	1	4	4
2	0	4	5	2	3	3	1	3	4
3	0	3	4	2	2	2	1	3	3
4	0	4	5	4	3	3	1	3	4
5	0	1	2	1	1	1	1	1	1
若松1	0	4	5	3	3	3	1	4	4
2	0	3	4	2	2	3	1	3	3
八幡東1	0	4	4	2	3	3	1	3	4
2	0	3	4	2	2	3	1	3	3
八幡西1	0	4	5	3	3	3	1	4	4
2	0	3	4	2	3	3	1	3	4
3	0	3	3	2	2	2	1	2	3
4	1	3	3	2	2	2	1	2	3
5	0	3	4	2	3	3	1	3	4
6	0	3	4	2	2	3	1	3	4
戸畑1	0	3	3	2	2	2	1	2	3
2	0	2	3	2	2	2	1	2	3
合計	47	77	97	52	58	64	25	70	85

施設・居住系サービス

圏域	地域密着型介護老人福祉施設（人/月） （定員29人以下の特別養護老人ホーム）			認知症対応型共同生活介護（人/月） （グループホーム）		
	27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度
門 司 1	0	0	0	60	60	60
2	20	20	20	77	77	77
3	57	86	86	120	137	137
小倉北 1	0	0	0	84	101	101
2	98	98	98	103	103	103
3	29	29	29	77	94	94
4	0	0	0	94	94	94
小倉南 1	0	0	0	154	154	154
2	28	29	29	103	103	103
3	0	28	28	60	77	77
4	29	29	29	51	69	86
5	29	29	29	68	69	69
若 松 1	29	57	57	94	128	128
2	29	29	29	103	103	103
八幡東 1	29	29	29	103	103	103
2	0	29	29	77	111	111
八幡西 1	28	29	29	111	111	111
2	20	20	20	51	69	86
3	29	29	29	86	86	86
4	0	0	0	77	94	94
5	0	28	28	77	77	77
6	57	57	57	109	109	109
戸 畑 1	0	0	0	84	84	84
2	57	57	57	60	60	77
合 計	568	712	712	2,083	2,273	2,324

9 地域支援事業について

介護保険制度では、介護給付・予防給付とは別に、市町村が地域の高齢者等を対象にサービス等を提供する地域支援事業があります。

地域支援事業では、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービス等を提供します。

(1) 介護予防事業

- ① 生涯を通じた自主的な介護予防を推進するため、各種教室やイベント等を通じた正しい知識の普及啓発に取り組みます。
- ② 要介護状態等となるおそれの高い高齢者の把握に努めるとともに、高齢者の心身の状態に応じた支援の充実を図り、効果的・効率的な介護予防の推進に取り組みます。
- ③ 市民がより身近な場所で主体的・継続的に介護予防に取り組むことができるよう、人材の育成・活動支援、地域のネットワークの連携強化などに取り組み、地域における介護予防活動を促進します。

※介護予防事業は、平成28年度中に「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」に移行することとしています。

(2) 包括的支援事業

- ① 高齢者の複雑・多様化する相談に適切に対応するため、地域包括支援センターの機能強化を図り、センターを拠点とした関係機関の連携を進めるなど、相談体制のさらなる充実を図ります。
- ② 高齢者の権利が尊重され、いきいきと安心して生活ができるよう、高齢者虐待の防止、早期発見・早期対応の取組み、必要に応じた家族への支援や見守りを行います。

(3) 任意事業

- ① 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、地域のニーズ等を踏まえながら、訪問給食などの在宅福祉サービスを引き続き実施します。
- ② 認知症に関する啓発事業や家族支援などに引き続き取り組むとともに、地域で認知症高齢者を見守り支える環境づくりを行うなど、総合的な認知症対策の充実・強化を図ります。

《地域支援事業の充実について》

いわゆる「団塊の世代」が75歳を迎える平成37年（2025年）に向けて、地域包括ケアシステムの構築のための取組みを一層促進するため、地域支援事業を見直し、さらなる充実・強化を図っていきます。

(1) 在宅医療・介護連携の推進（包括的支援事業）

今後、増加が見込まれる高齢者の在宅での療養生活を支えるため、在宅医療・介護連携の中核的役割を担う「在宅医療連携拠点」を設置し、在宅医療と介護の連携をさらに推進します。

(2) 認知症施策の推進（包括的支援事業）

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、「認知症初期集中支援チーム」や「認知症地域支援推進員」の設置など、認知症施策をさらに推進します。

(3) 地域ケア会議の推進（包括的支援事業）

地域包括支援センターにおいて地域ケア会議を開催し、事例検討を通じて、地域の課題の抽出や関係者間のネットワークの構築など、高齢者が地域で生活しやすい環境づくりを推進します。

(4) 生活支援サービスの充実・強化（包括的支援事業）

支援の必要な高齢者が身近な地域で見守り・支援を受け、安心して生活を送ることができるよう、地域及び行政が協働で、地域ごとの社会資源の把握に努め、地域の実情に応じた支え合いのネットワークづくりを行っていきます。また、各区に配置される地域支援コーディネーターが、関係部署と連携して地域の互助活動を推進していきます。

(5) 介護予防の推進（介護予防事業 ⇒ 介護予防・日常生活支援総合事業）

より効果的な介護予防を図るため、介護予防事業（一次・二次予防事業）の内容を見直し、高齢者が地域の中で生きがい・役割を持って生活できるよう、高齢者の心身の状態に応じた支援を充実していきます。

《介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の導入について》

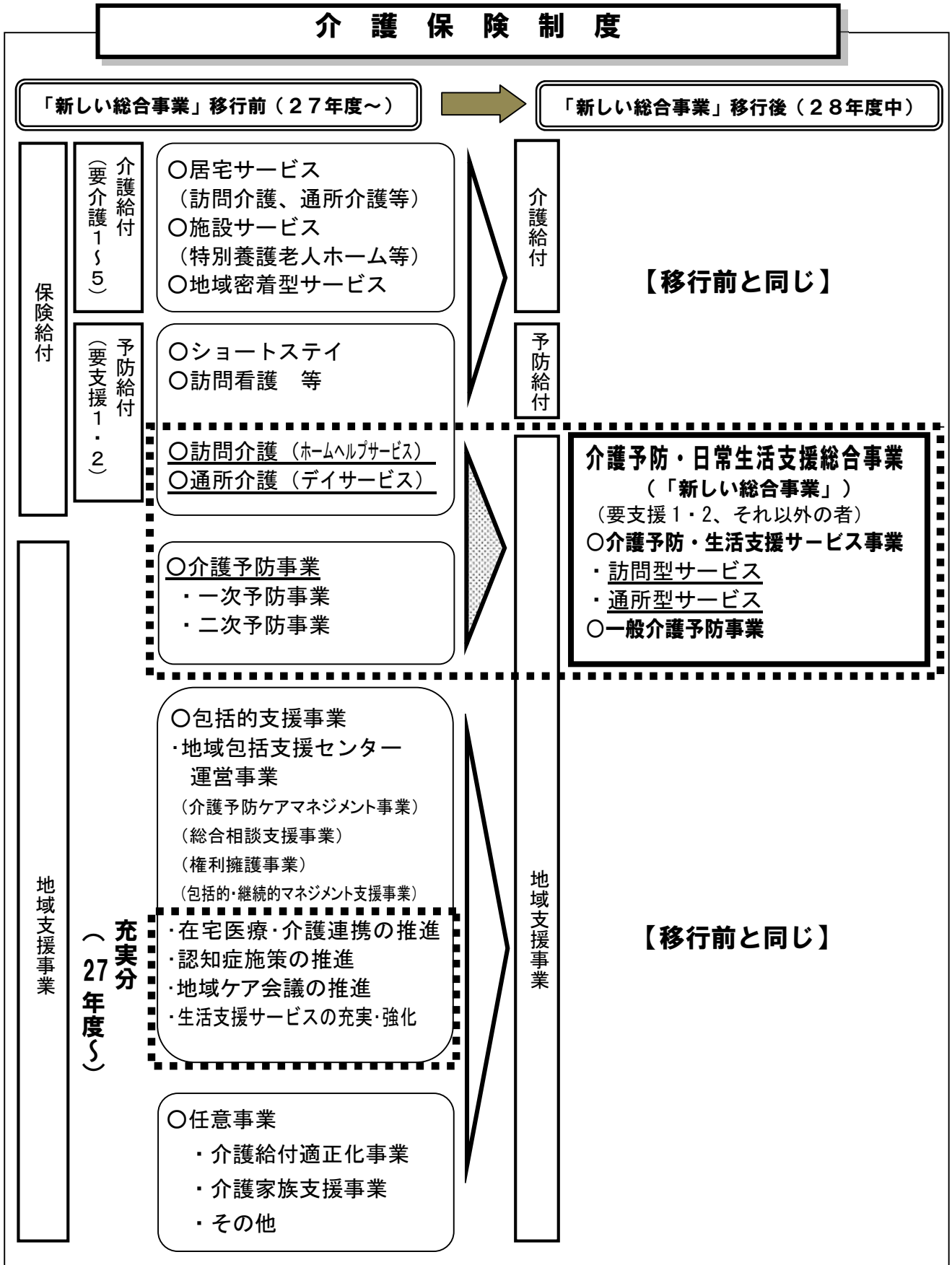
少子高齢化が進展していく中、要支援者等の高齢者の多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、これまで全国一律の予防給付として提供されていた訪問介護及び通所介護について、市町村が工夫しながらサービスを柔軟に提供できる「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」へ移行します。

「新しい総合事業」は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」からなります。事業の実施にあたっては、現在のサービス利用者が安心して総合事業に移行できるよう、利用者及び事業者への周知、サービス基盤の整備等のための準備期間を設け、平成28年度中に実施します。

《実施までのスケジュールについて》

年 度	内 容
平成26年度～	新しい総合事業の制度設計
平成27年度～	サービスの基盤整備等 ・円滑な移行に向けたサービス基盤の整備 ・ケアマネジメント体制の強化 ・広報等による市民・事業者への周知 など
平成28年度中	新しい総合事業の実施

【介護保険事業の体系】



【地域支援事業一覧（平成27年度）】

		事業区分とその視点	事業名
	介護予防事業	<p>◆二次予防事業</p> <p>要介護状態等となるおそれの高い高齢者を対象として、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■通所型介護予防事業 ■訪問等による介護予防支援事業 ■高齢者地域交流支援通所事業
		<p>◆一次予防事業</p> <p>すべての高齢者を対象として、介護予防に向けた取組みが主体的に実施されるような地域社会の構築を目指して、介護予防に関する活動の普及・啓発や地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■健康マイレージ事業 ■百万人の介護予防事業 ■介護予防に関する普及・啓発事業 ■高齢者のための筋力向上トレーニング啓発事業 ■お口の元気度アップ事業 ■高齢者食生活改善事業 ■高齢者尿失禁予防事業 ■食生活改善推進員による訪問事業 ■認知症を予防するための心と体の健康づくり事業 ■公園で健康づくり事業 ■介護支援ボランティア事業 ■地域介護予防活動支援事業 ■新・地域リハビリテーション活動支援事業 ■新・ロコモ予防推進員養成事業 ■新・介護予防効果測定評価事業
必須事業	包括的支援事業	<p>◆介護予防ケアマネジメント事業</p> <p>二次予防事業対象者が要介護状態等になることを予防するため、心身の状況等に応じ、高齢者自らの選択に基づき、介護予防事業等が包括的に実施されるよう支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■地域包括支援センター運営事業
		<p>◆総合相談支援事業</p> <p>地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の状況等を把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービスや制度の利用につなげるための支援を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■高齢者支援のための地域づくり事業 ■あんしん法律相談事業 ■高齢者住宅相談事業 ■高齢者排泄相談事業 ■介護保険相談事業 ※地域包括支援センター運営事業
		<p>◆権利擁護事業</p> <p>高齢者の尊厳を保持し、住み慣れた地域でその人らしい生活を支援するため、高齢者の虐待防止及び権利擁護事業を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■高齢者虐待防止事業 (成年後見制度利用支援事業を除く) ※地域包括支援センター運営事業
		<p>◆包括的・継続的マネジメント支援事業</p> <p>地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議 ※地域包括支援センター運営事業
		<p>◆重点分野</p> <p>地域包括ケアシステムの構築に向けての重点的な事業を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■新・在宅医療・介護連携推進事業 ■新・地域相談支援事業 ■認知症初期集中支援チーム運営事業 ■認知症地域支援事業 ※地域包括支援センター運営事業（地域ケア会議）
任意事業		<p>◆介護給付等費用適正化事業</p> <p>介護給付等に要する費用の適正化に資する事業を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■介護保険適正化事業
		<p>◆介護家族支援事業</p> <p>虐待防止や在宅介護の継続に欠かせない家族介護者の精神的・身体的負担軽減に資する事業を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■家族支援等推進事業 ■家族介護慰労金支給事業
		<p>◆その他(自立支援)</p> <p>高齢者の自立を支援するための福祉サービスを提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■認知症啓発・早期発見推進事業 ■認知症介護研修事業 ■「ものわずれ外来」運営事業 ■認知症高齢者等安全確保事業 ■高齢者虐待防止事業（成年後見制度利用支援事業） ■高齢者住宅等安心確保事業 ■心配ごと相談所運営委託事業 ■訪問給食サービス事業 ■在宅高齢者等おむつ給付サービス事業 ■住宅改修支援事業 ■高齢者いきがい活動支援事業 ■高齢者緊急時あんしん事業

※印は、再掲。

【地域支援事業一覧（平成28年度～）】

		事業区分とその視点	事業名
介護予防・日常生活支援総合事業	◆ 介護予防・生活支援サービス事業 要支援相当者を対象として、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援する。		<ul style="list-style-type: none"> ■新・訪問型サービス ■新・通所型サービス ■新・介護予防ケアマネジメント
	◆ 一般介護予防事業 すべての高齢者を対象として、介護予防に向けた取組みが主体的に実施されるような地域社会の構築を目指して、介護予防に関する活動の普及・啓発や地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行う。		<ul style="list-style-type: none"> ■健康マイレージ事業 ■百万人の介護予防事業 ■介護予防に関する普及・啓発事業 ■高齢者のための筋力向上トレーニング啓発事業 ■お口の元気度アップ事業 ■高齢者食生活改善事業 ■高齢者尿失禁予防事業 ■食生活改善推進員による訪問事業 ■認知症を予防するための心と体の健康づくり事業 ■公園で健康づくり事業 ■介護支援ボランティア事業 ■地域介護予防活動支援事業 ■地域リハビリテーション活動支援事業 ■ロコモ予防推進員養成事業 ■介護予防効果測定評価事業
必須事業	◆ 介護予防ケアマネジメント事業 要支援相当者に対して、心身の状況等に応じ、自らの選択に基づき、事業が包括的かつ効率的に実施されるよう専門的視点から必要な援助を行う。		<ul style="list-style-type: none"> ■地域包括支援センター運営事業
	◆ 総合相談支援事業 地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の状況等を把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービスや制度の利用につなげるための支援を行う。		<ul style="list-style-type: none"> ■高齢者支援のための地域づくり事業 ■高齢者あんしん法律相談事業 ■高齢者住宅相談事業 ■高齢者排泄相談事業 ■介護保険相談事業 ※地域包括支援センター運営事業
	◆ 権利擁護事業 高齢者の尊厳を保持し、住み慣れた地域でその人らしい生活を支援するため、高齢者の虐待防止及び権利擁護事業を行う。		<ul style="list-style-type: none"> ■高齢者虐待防止事業 (成年後見制度利用支援事業を除く) ※地域包括支援センター運営事業
	◆ 包括的・継続的マネジメント支援事業 地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。		<ul style="list-style-type: none"> ■北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議 ※地域包括支援センター運営事業
	◆ 重点分野 地域包括ケアシステムの構築に向けての重点的な事業を行う。		<ul style="list-style-type: none"> ■在宅医療・介護連携推進事業 ■地域相談支援事業 ■認知症初期集中支援チーム運営事業 ■認知症地域支援事業 ※地域包括支援センター運営事業（地域ケア会議）
任意事業	◆ 介護給付等費用適正化事業 介護給付等に要する費用の適正化に資する事業を行う。		<ul style="list-style-type: none"> ■介護保険適正化事業
	◆ 介護家族支援事業 虐待防止や在宅介護の継続に欠かせない家族介護者の精神的・身体的負担軽減に資する事業を行う。		<ul style="list-style-type: none"> ■家族支援等推進事業 ■家族介護慰労金支給事業
	◆ その他(自立支援) 高齢者の自立を支援するための福祉サービスを提供する。		<ul style="list-style-type: none"> ■認知症啓発・早期発見推進事業 ■認知症介護研修事業 ■「ものわずれ外来」運営事業 ■認知症高齢者等安全確保事業 ■高齢者虐待防止事業（成年後見制度利用支援事業） ■高齢者住宅等安心確保事業 ■心配ごと相談所運営委託事業 ■訪問給食サービス事業 ■在宅高齢者等おむつ給付サービス事業 ■住宅改修支援事業 ■高齢者いきがい活動支援事業 ■高齢者緊急時あんしん事業

※印は、再掲。

【第6期 地域支援事業の見込み量】

○介護予防事業		単 位	平成 27 年度	平成 28 年度～
二次予防事業	通所型介護予防事業※	人/年	800	介護予防・日常生活支援総合事業へ移行
	訪問等による介護予防支援事業※	人/年	6,600	
	高齢者地域交流支援通所事業	人/年	750	
一次予防事業	健康マイレージ事業	人/年	30,000	
	百万人の介護予防事業	人/年	3,000	
	介護予防に関する普及・啓発事業	—	—	
	高齢者のための筋力向上トレーニング啓発事業	人/年	1,000	
	お口の元気度アップ事業※	人/年	7,500	
	高齢者食生活改善事業※	人/年	8,700	
	高齢者尿失禁予防事業	人/年	250	
	食生活改善推進員による訪問事業	校区/年	52	
	認知症を予防するための心と体の健康づくり事業	人/年	700	
	公園で健康づくり事業	人/年	380	
	介護支援ボランティア事業	人/年	1,700	
	地域介護予防活動支援事業	—	—	
	新・地域リハビリテーション活動支援事業	人/年	3,700	
新・ロコモ予防推進員養成事業	人/年	130		
新・介護予防効果測定評価事業	—	—		

○介護予防・日常生活支援総合事業		単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
介護予防・生活支援サービス事業	新・訪問型サービス※	人/年	—	39,000	80,400	93,600
	新・通所型サービス※	人/年	—	26,400	56,400	67,200
	新・介護予防ケアマネジメント事業※	件/年	—	51,000	107,000	125,000
一般介護予防事業	健康マイレージ事業	人/年	—	30,000	30,000	—
	百万人の介護予防事業	人/年	—	3,000	3,000	—
	介護予防に関する普及・啓発事業	—	—	—	—	—
	高齢者のための筋力向上トレーニング啓発事業	人/年	—	1,000	1,000	600
	お口の元気度アップ事業※	人/年	—	7,500	7,500	—
	高齢者食生活改善事業※	人/年	—	8,750	8,800	9,000
	高齢者尿失禁予防事業	人/年	—	250	250	—
	食生活改善推進員による訪問事業	校区/年	—	94	94	122
	認知症を予防するための心と体の健康づくり事業	—	—	700	700	700
	公園で健康づくり事業	人/年	—	320	350	—
	介護支援ボランティア事業	人/年	—	1,850	2,000	2,900
	地域介護予防活動支援事業	—	—	—	—	—
	地域リハビリテーション活動支援事業	人/年	—	4,100	4,500	4,500
ロコモ予防推進員養成事業	人/年	—	260	390	—	
介護予防効果測定評価事業	—	—	—	—	—	

○包括的支援事業		単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
地域包括支援センター運営事業		包括数	31	31	31	—
高齢者支援のための地域づくり事業		—	—	—	—	—
高齢者虐待防止事業（成年後見制度利用支援事業を除く）		—	—	—	—	—
あんしん法律相談事業		件/年	105	105	105	105
高齢者住宅相談事業		件/年	264	320	320	320
高齢者排泄相談事業※		人/年	150	150	150	—
介護保険相談事業	介護サービス相談員派遣事業	箇所	130	130	130	130
北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議		—	—	—	—	—
新・在宅医療・介護連携推進事業		件/年	450	1,100	1,200	1,500
新・地域相談支援事業		—	—	—	—	—
認知症初期集中支援チーム運営事業		—	—	—	—	—
認知症地域支援事業		—	—	—	—	—

○任意事業		単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
介護保険適正化事業	介護サービス従事者への研修	人/年	5,490	5,490	5,490	5,490
	市民への広報・周知（給付費通知）	—	—	—	—	—
	潜在的有資格者への就労支援	人/年	120	120	120	120
家族支援等推進事業	高齢者見守りサポーター派遣事業	人/年	50	100	100	100
	認知症カフェ普及促進事業	—	—	—	—	—
	認知症介護家族交流会事業	回/年	6	6	6	6
	「介護マーク」普及事業	—	—	—	—	—
家族介護慰労金支給事業		人/年	14	14	14	14
認知症啓発・早期 発見推進事業	軽度認知障害対策推進事業	—	—	—	—	—
	認知症啓発促進事業	団体数/年	15	15	15	15
認知症介護研修事業		人/年	365	365	365	365
「ものわすれ外来」運営事業		協力医療機関数	45	45	45	45
認知症高齢者等 安全確保事業	徘徊高齢者等SOSネットワークシステム	人/年	1,000	1,000	1,000	1,000
	徘徊高齢者等位置探索サービス	人/年	100	100	100	100
高齢者虐待防止事業（成年後見制度利用支援事業）		件/年	530	530	530	530
高齢者住宅等安心確保事業		戸	352	352	352	352
心配ごと相談所運営委託事業		件/年	700	700	700	—
訪問給食サービス事業		人/月	1,200	1,200	1,200	1,200
在宅高齢者等おむつ給付サービス事業		人/月	2,850	3,050	3,200	3,200
住宅改修支援事業		件/年	154	159	164	204
高齢者いきがい活動支援事業		件/月	1,400	1,400	1,450	1,450
高齢者緊急時あんしん事業		個/年	3,500	3,500	3,500	—

※は延べ数

＜ 介護保険の費用と保険料 ＞

1 第6期介護保険事業計画における事業費の見込み

介護サービスの利用見込みから、平成27～29年度の保険給付費を約2,581億円、地域支援事業費を約132億円、合計で約2,713億円を見込んでいます。

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
保険給付費	838億円	857億円	886億円	2,581億円
地域支援事業費	20億円	47億円	65億円	132億円
介護予防事業 《新しい総合事業》	5億円	27億円	44億円	76億円
包括的支援・任意事業	15億円	20億円	21億円	56億円
計	858億円	904億円	951億円	2,713億円

※「介護予防事業」については、平成28年度中に「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」へ移行します。なお、移行する時期によって、事業費の内訳が変わることがあります。

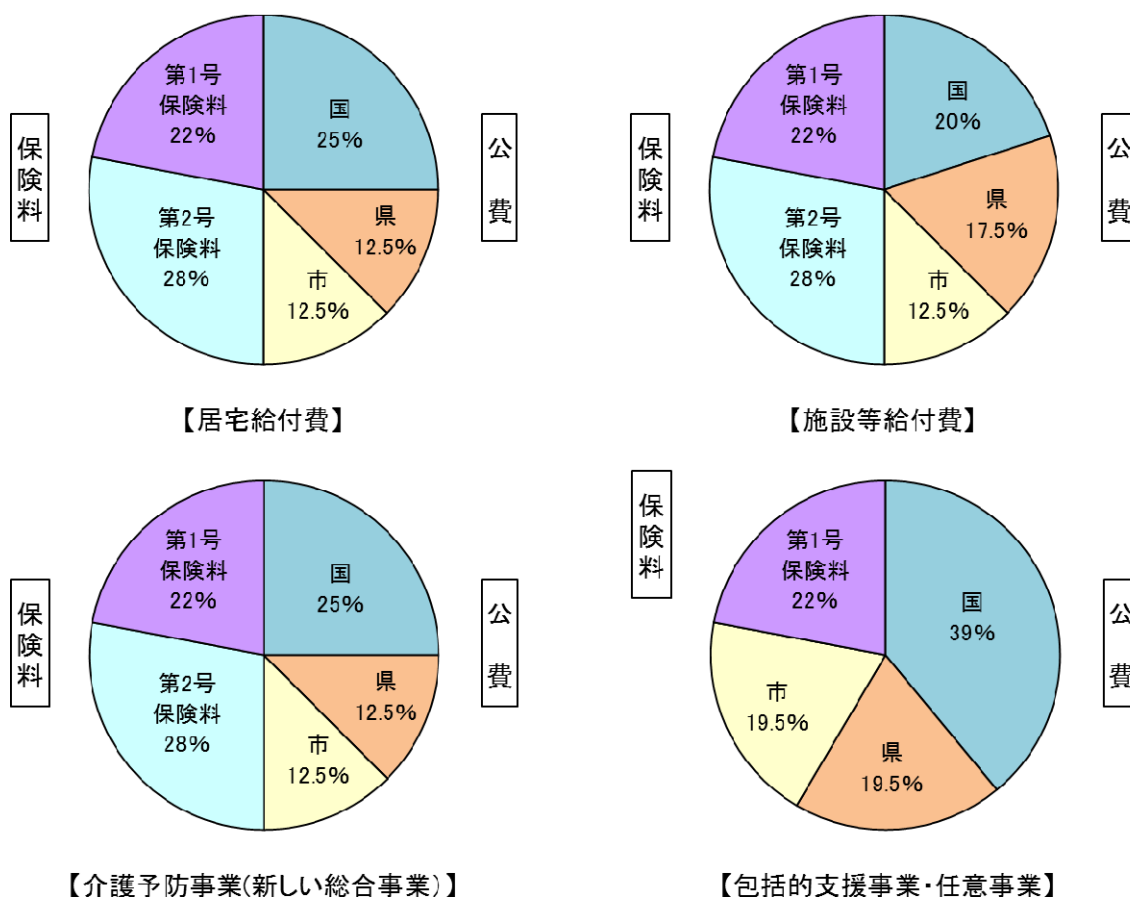
2 保険給付費等の負担割合

介護保険のサービスにかかる費用は、利用者負担分（1割または2割）を除いた、残りが保険から給付され、その財源は、保険料と公費（税金）で賄われています。

公費は国、県、市で負担し、保険料は第1号被保険者（65歳以上の方）及び第2号被保険者（40～64歳の方）で負担します。

このうち、第1号被保険者の保険料で負担する割合は、平成27年度から第2号被保険者との全国の人口比により22%（第5期は21%）となります。

【 介護給付費と地域支援事業費の負担割合 】



3 第1号被保険者の介護保険料（平成27～29年度）

介護保険料は、介護保険事業計画で定めるサービス費用の見込み額等に基づき、3年間を通じて、財政の均衡を保つように設定されます（3年間を通じて同一の保険料額）。

第6期（平成27～29年度）の本市の介護保険料については次のとおりです。

【第6期介護保険料の考え方】

（1）国の示した基準（標準段階）に応じた変更

国がこれまで6段階であった介護保険料の「標準段階」を9段階に見直したことに伴い、この「標準段階」に応じた変更を行います。

《第1段階と第2段階の統合》

第5期における「第1段階」と「第2段階」を統合し、「第1段階」とします。

統合後の「第1段階」の保険料率（基準額「第5段階」に対する負担割合）は0.5とします。

（2）負担能力に応じた保険料の多段階化

国の標準段階が9段階に見直されましたが、本市では所得水準に応じたきめ細やかな保険料設定を行うという観点から、第5期において既に12段階としています。第6期においても、より負担能力に応じた保険料段階となるよう多段階化を行います。

《第7段階の新設》

第5期における「第5段階（第6期では第6段階）」と「第6段階（第6期では第8段階）」に、新たに段階を設定し、「第7段階（本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上160万円未満）」とします。

保険料率（基準額「第5段階」に対する負担割合）は1.2とします。

（3）介護給付準備基金（保険料剰余）の取り扱い

介護保険料の剰余分については、介護給付準備基金に積み立てることとしており、当該基金については、国の基本的な考え方として、

- ① 第6期計画期間に歳入として繰り入れ、第6期介護保険料の上昇抑制に充てること
- ② 介護給付準備基金の適切な取崩しを検討されたい

と示されていることから、本市においても介護保険財政の運営上必要な金額を残したうえで、介護給付準備基金を活用し、第6期介護保険料の上昇抑制を図ります。

《介護給付準備基金の活用》

第6期介護保険準備基金の上昇抑制のため「北九州市介護給付準備基金」32億円の活用を見込んでいます。

（4）公費による低所得者の保険料軽減について

介護保険法の改正により、消費税による公費を投入して、低所得者の保険料が軽減されます。本市においても国の制度改正を踏まえて対応します。

《「公費による低所得者の保険料軽減」の部分実施について》

予定されていた消費税率10%への引き上げが延期されたことに伴い、平成27年4月からの「公費による低所得者の保険料軽減」は、特に所得の低い方（保険料段階が第1段階の方）を対象に部分的な実施となりました。（第1段階について、保険料基準額に対する割合を0.5から0.45に軽減します。）

※ 消費税率10%への引き上げが行われる予定の平成29年4月からは、市民税非課税世帯全体（保険料段階が第1段階～第3段階の方）を対象として完全実施される予定です。

【第1号被保険者の第6期介護保険料（基準額）の算定】

第1号被保険者の介護保険料は、まず、介護サービスの利用量などの見込みにより算出された「保険給付費」「地域支援事業費」などの費用を基に、第1号被保険者が負担する費用を算定し、保険料額（基準額）を決定します。

第1号被保険者の第6期介護保険料(基準額):月額 5,700円

参 考

《第1号被保険者保険料（基準額：月額）の算定方法》

$$\frac{3 \text{ 年間の保険給付費} \cdot \text{地域支援事業費見込み} \times \text{第1号被保険者の負担割合}(22\%) - \text{介護給付準備基金}}{\text{負担割合で補正した3年間の被保険者数}} \div 12 \text{ 月}$$

第6期介護保険料の設定イメージ

◆第5期(平成24~26年度)の保険料段階

保険料率	第1段階	第2段階	第3段階 (特例段階)	第3段階	第4段階 (特例段階)	第4段階 (基準額)	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階
	0.5	0.6	0.7	0.75	0.9	1.0	1.15	1.25	1.5	1.75	2.0	2.1
対象範囲	本人が市民税非課税					本人が市民税課税						
	世帯全員が市民税非課税			世帯の中に市民税課税者がいる								
第5期保険料(月額)	生活保護受給者等	生活保護受給者等	生活保護受給者等	生活保護受給者等	生活保護受給者等	生活保護受給者等	生活保護受給者等	生活保護受給者等	生活保護受給者等	生活保護受給者等	生活保護受給者等	生活保護受給者等
	年金収入等80万円以下	年金収入等80万円超120万円以下	年金収入等120万円超	年金収入等80万円以下	年金収入等80万円超	合計所得金額147万円未満	合計所得金額147万円以上190万円未満	合計所得金額190万円以上300万円未満	合計所得金額300万円以上400万円未満	合計所得金額400万円以上600万円未満	合計所得金額600万円以上	合計所得金額600万円以上
	約2,640	約3,170	約3,690	約3,960	約4,750	5,270	6,060	約6,590	約7,910	約9,230	10,540	約11,070

◆第6期(平成27~29年度)の保険料段階

保険料率	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階 (基準額)	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階
	0.5 (0.45)	0.7	0.75	0.9	1.0	1.15	1.2	1.25	1.5	1.75	2.0	2.1
対象範囲	本人が市民税非課税					本人が市民税課税						
	世帯全員が市民税非課税			世帯の中に市民税課税者がいる								
第6期保険料(月額)	生活保護受給者等	生活保護受給者等	生活保護受給者等	生活保護受給者等	生活保護受給者等	生活保護受給者等	生活保護受給者等	生活保護受給者等	生活保護受給者等	生活保護受給者等	生活保護受給者等	生活保護受給者等
	年金収入等80万円以下	年金収入等80万円超120万円以下	年金収入等120万円超	年金収入等80万円以下	年金収入等80万円超	合計所得金額120万円未満	合計所得金額120万円以上160万円未満	合計所得金額160万円以上190万円未満	合計所得金額190万円以上300万円未満	合計所得金額300万円以上400万円未満	合計所得金額400万円以上600万円未満	合計所得金額600万円以上
	2,850(約2,570)	3,990	約4,280	5,130	5,700	約6,560	6,840	約7,130	8,550	約9,980	11,400	11,970

【第6期の変更点】
◆第1段階と第2段階の統合◆
「第1段階」と「第2段階」を統合し、「第1段階」とする。
※保険料率は0.5

【「公費による低所得者の保険料軽減」の部分実施】
予定されていた消費税率10%への引き上げが延期されたことに伴い、平成27年4月からの「公費による低所得者の保険料軽減」は、特に所得の低い方(第1段階)を対象に部分的な実施となりました。
(図の網掛け部分)
※消費税率10%への引き上げが行われる平成29年4月からは、市民税非課税世帯全体(第1段階~第3段階)を対象として完全実施される予定です。

【第6期の変更点】
◆第7段階の新設◆
合計所得金額120万円以上160万円未満の段階を新たに設定。
※保険料率は1.2

【 第1号被保険者の第6期介護保険料（平成27～29年度） 】

段階	料率	対 象	保険料額 年額(月額)
第1段階 (※3)	基準額×0.5	生活保護受給者等 (※1) 老齢福祉年金受給者で市民税世帯 非課税の人	34,200円 (2,850円)
	《公費軽減により▲0.05》 基準額×0.45	世帯全員が市民税非課税で合計所 得金額と課税年金収入額の合計が 80万円以下の人 (※2)	《公費軽減後》 30,780円 (約2,570円)
第2段階	基準額×0.7	世帯全員が市民税非課税で合計所 得金額と課税年金収入額の合計が 80万円超120万円以下の人 (※2)	47,880円 (3,990円)
第3段階	基準額×0.75	世帯全員が市民税非課税で合計所 得金額と課税年金収入額の合計が 120万円超の人 (※2)	51,300円 (約4,280円)
第4段階	基準額×0.9	本人が市民税非課税の人(世帯の中 に課税者がいる場合)で合計所得金 額と課税年金収入額の合計が 80万円以下 (※2)	61,560円 (5,130円)
第5段階	基準額	本人が市民税非課税の人(世帯の中 に課税者がいる場合)で合計所得金 額と課税年金収入額の合計が 80万円超 (※2)	68,400円 (5,700円)
第6段階	基準額×1.15	本人が市民税課税で合計所得金額 が120万円未満の人	78,660円 (約6,560円)
第7段階 (新設)	基準額×1.2	本人が市民税課税で合計所得金額 が120万円以上160万円未満 の人	82,080円 (6,840円)
第8段階	基準額×1.25	本人が市民税課税で合計所得金額 が160万円以上190万円未満 の人	85,500円 (約7,130円)
第9段階	基準額×1.5	本人が市民税課税で合計所得金額 が190万円以上300万円未満 の人	102,600円 (8,550円)
第10段階	基準額×1.75	本人が市民税課税で合計所得金額 が300万円以上400万円未満 の人	119,700円 (約9,980円)
第11段階	基準額×2.0	本人が市民税課税で合計所得金額 が400万円以上600万円未満 の人	136,800円 (11,400円)
第12段階	基準額×2.1	本人が市民税課税で合計所得金額 が600万円以上の人	143,640円 (11,970円)

上記の合計所得金額には、土地・建物等の譲渡所得の金額（特別控除前の金額）や株式等の譲渡所得等の金額（繰越控除等の適用前金額）等を含む。

※1 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている人を含む。

※2 課税年金収入額とは、国民年金、厚生年金等（障害年金、遺族年金は除く）の公的年金等控除前の総支払額。

※3 消費税率10%への引き上げが延期されたことに伴い、平成27年4月からの「公費による低所得者の保険料軽減」は、特に所得の低い方(第1段階)を対象に部分的な実施となりました。

消費税率10%への引き上げが行われる平成29年4月からは、市民税非課税世帯(第1段階～第3段階)を対象として完全実施される予定です。

4 本市独自の保険料の負担軽減制度

本市では、市独自の低所得者対策として、市民税世帯非課税の人のうち生活が著しく困難で介護保険料の支払いが難しく、一定の要件に該当する場合、申請により保険料を減額する制度を実施しており、第6期においても引き続き実施します。

(1) 要件

保険料段階が第2段階、第3段階の人で、以下の全ての要件に該当する人が対象。

収入	○ 前年の世帯全員の収入が収入基準額以下であること。 ※ 1人世帯の場合、96万円+家賃負担額（家賃限度額37.8万円）
資産	○ 居宅用以外の土地及び家屋を世帯全員が所有していないこと。 ○ 世帯全員の預貯金等の合計額が350万円以下であること。
扶養	○ 他の世帯の人から扶養されていないこと。

(2) 軽減内容

第2段階、第3段階の保険料を、第1段階相当額まで減額します。

【参考：平成37年度（2025年度）の見込み】

地域包括ケアシステム構築の目標年度である平成37年度（2025年度）を見据え、平成37年度（2025年度）の第1号被保険者数、要介護認定者数および介護サービス利用者数などについて、現状での見込量を試算しました。

1 第1号被保険者の見込み (単位：人/月)

第1号被保険者数	65歳～74歳	75歳以上
279,207	114,605 (41%)	164,602 (59%)

2 要介護認定者の見込み (単位：人/月)

認定者数	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
71,880	9,846	9,105	17,334	12,537	8,856	7,949	6,253

3 サービス利用者の見込み (単位：人/月)

サービス利用者数	在宅サービス利用者数	施設・居住系サービス利用者数
49,448	33,767	15,681

介護給付		単位	平成37年度	予防給付		単位	平成37年度	
在宅	訪問介護	回/月	221,225	在宅	介護予防訪問入浴介護	回/月	65	
	訪問入浴介護	回/月	1,583		介護予防訪問看護	回/月	1,225	
	訪問看護	回/月	21,864		介護予防訪問リハビリテーション	回/月	1,506	
	訪問リハビリテーション	回/月	10,209		介護予防在宅療養管理指導	人/月	235	
	居宅療養管理指導	人/月	8,089		介護予防通所リハビリテーション	人/月	1,667	
	通所介護	回/月	222,696		介護予防短期入所生活介護	日/月	310	
	通所リハビリテーション	回/月	42,081		介護予防短期入所療養介護	日/月	100	
	短期入所生活介護	日/月	21,082		介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	340	
	短期入所療養介護	日/月	1,694		介護予防福祉用具貸与	人/月	4,978	
	特定施設入居者生活介護	人/月	2,702		介護予防特定福祉用具販売	人/月	125	
	福祉用具貸与	人/月	18,600		住宅改修（予防）	人/月	168	
	特定福祉用具販売	人/月	375		介護予防支援	人/月	12,922	
	住宅改修	人/月	281		地域密着	介護予防認知症対応型通所介護	回/月	28
	居宅介護支援	人/月	28,468			介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	69
地域密着	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	267	介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）		人/月	4	
	夜間対応型訪問介護	人/月	77					
	認知症対応型通所介護	回/月	7,102					
	小規模多機能型居宅介護	人/月	1,335					
	看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	人/月	305					
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	人/月	2,794					
施設	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	1,028					
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	人/月	5,311					
	介護老人保健施設	人/月	2,911					
	介護療養型医療施設	人/月	591					

4 給付費等の見込み

合計	保険給付費	地域支援事業費	新しい総合事業	
			新しい総合事業	包括的支援・任意事業
1,157 億円	1,096 億円	61 億円	41 億円	20 億円

保険料見込額（基準月額） 約8,600円

※ この試算は、現時点での要介護認定者数やサービスの利用者数などの将来推計を基に、介護報酬や介護保険制度の仕組みが現状のままであるという仮定のもとで試算したものです。

(1) 介護サービス
 <在宅サービス>

No.	サービス名	サービス概要
1	訪問介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴・排泄・食事などの介助や、必要に応じて食事の支度、掃除などを行います。また、外出が困難な人などには、通院等のために、車の乗り降りを中心とした介助を行います。
2	訪問入浴介護	移動入浴車などで自宅を訪問して、入浴の介助を行います。
3	訪問看護	訪問看護ステーションや病院の看護師などが自宅を訪問して、自宅で療養するための世話や診療の補助を行います。
4	訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士が自宅を訪問して、リハビリテーションを行います。
5	居宅療養管理指導	通院が難しい人の自宅に、医師・歯科医師・薬剤師・看護師などが訪問して、療養上の管理や指導を行います。
6	通所介護	特別養護老人ホームやデイサービスセンターなどに日帰りで通って、入浴・食事の介助や、機能訓練、レクリエーションなどを行います。
7	通所リハビリテーション	老人保健施設や病院などに日帰りで通って、入浴・食事の介助などのほか、理学療法士や作業療法士などがリハビリテーションを行います。
8	短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどに短期間宿泊して、入浴・排泄・食事などの日常生活の介助や機能訓練などを行います。
9	短期入所療養介護	老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間宿泊して、日常生活の介助のほか、看護やリハビリテーションなどを行います。
10	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームやケアハウスなどに入所している、要介護認定を受けた人を対象に、入浴・排泄・食事等の介助や機能訓練などを行います。
11	福祉用具貸与	日常生活での自立を助ける、車いすや歩行器などの福祉用具を貸し出します。
12	特定福祉用具販売	入浴や排泄の時に使う、入浴補助用具や腰掛け便座などの福祉用具を購入したときに、その費用の一部を支給します。
13	住宅改修費の支給	自宅での転倒などを防ぎ、自立した生活を送りやすくするため、手すりの取付けや段差の解消、便器の取替えなど、住宅内の小規模な改修を行ったときに、その費用の一部を支給します。
14	居宅介護支援	介護支援専門員（ケアマネジャー）が心身の状況・環境・本人や家族の希望などを受けて、要介護者の介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、適切にサービスが提供されるよう事業者と連絡調整を行います。

<地域密着型サービス>

No.	サービス名	サービス概要
1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	重度の方を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支援するため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型の訪問や随時の対応を行います。
2	夜間対応型訪問介護	夜間にホームヘルパーがおむつ交換などの介助を行うため、定期的に訪問するほか、利用者からの連絡により、必要に応じて訪問し介助を行います。
3	認知症対応型通所介護	認知症の要介護者がデイサービスセンターやグループホームなどに日帰り通って、入浴・食事の介助、機能訓練などを受けます。
4	小規模多機能型居宅介護	家庭的な小規模施設で、日帰り通うことを中心に、状況に応じて宿泊したり、自宅に訪問してもらったりしながら、日常生活の介助などを受けます。
5	看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	複数の居宅サービスと地域密着型サービスを組み合わせて一体的に提供する「複合型サービス」のひとつで、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を一体的に提供します。
6	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	家庭的な環境の中で認知症の症状のある人を対象に少人数で共同生活を送りながら、日常生活の介助や機能訓練などを行います。
7	地域密着型介護老人福祉施設 (地域密着型特別養護老人ホーム) ※ 定員 29 人以下	定員 29 人以下の特別養護老人ホームにおいて、日常生活の介助や機能訓練などを行います。
8	地域密着型通所介護 ※ 定員 18 人以下	特別養護老人ホームやデイサービスセンターなどに日帰り通って、入浴・食事の介助や、機能訓練、レクリエーションなどを行います。

<施設サービス>

No.	サービス名	サービス概要
1	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ※ 定員 30 人以上	常に介護が必要で、自宅での介護が困難な人が入所し、日常生活の介助や機能訓練などを受けます。
2	介護老人保健施設	リハビリテーションなどを必要とする人が入所し、日常生活の世話も含めた介助や機能訓練などを受けて、家庭への復帰を目指します。
3	介護療養型医療施設	医学的管理のもとで長期間の療養が必要な人が入所し、日常生活の介助のほか、医療や看護、機能訓練などを受けます。

(2) 介護予防サービス

<在宅サービス>

No.	サービス名	サービス概要
1	介護予防訪問介護 ※新しい総合事業へ移行予定	ホームヘルパーが自宅を訪問し、介護予防を目的とした日常生活の介助などを行います。
2	介護予防訪問入浴介護	感染症などの理由から施設での入浴利用が困難な場合などに、移動入浴車等で自宅を訪問して、入浴の介助を行います。
3	介護予防訪問看護	訪問看護ステーションや病院の看護師などが自宅を訪問して、介護予防を目的とし、自宅で療養するための世話や診療の補助を行います。
4	介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士が自宅を訪問して、生活機能を向上させるために、リハビリテーションを行います。
5	介護予防居宅療養管理指導	通院が難しい人の自宅に、医師・歯科医師・薬剤師・看護師などが訪問して、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。
6	介護予防通所介護 ※新しい総合事業へ移行予定	特別養護老人ホームやデイサービスセンターなどに日帰りで通って、日常生活上の支援を受ける基本サービスと、個人の目的にあったサービス(「運動機能・栄養状態・口腔機能」の向上またはレクリエーションなど)を、選択して受けます。
7	介護予防通所リハビリテーション	老人保健施設や病院などに日帰りで通って、リハビリテーションを受けるほか、個人の目的にあったサービス(「運動機能・栄養状態・口腔機能」の向上)を、選択して受けます。
8	介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどに短期間宿泊して、介護予防を目的とした、日常生活の介助や機能訓練を受けます。
9	介護予防短期入所療養介護	老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間宿泊して、介護予防を目的とした、日常生活の介助、看護やリハビリテーションを受けます。
10	介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームやケアハウスなどに入所している要支援者が、入浴・排泄・食事などの日常生活の介助や機能訓練などを受けます。
11	介護予防福祉用具貸与	介護予防を目的として、日常生活での自立を助ける、歩行器等の福祉用具を貸し出します。
12	介護予防特定福祉用具販売	入浴や排泄の時に使う、入浴補助用具や腰掛け便座などの福祉用具を購入したときに、その費用の一部を支給します。
13	住宅改修費の支給(予防)	自宅での転倒などを防ぎ、自立した生活を送りやすくするため、手すりの取付けや段差の解消、便器の取替えなど、住宅内の小規模な改修を行ったときに、その費用の一部を支給します。
14	介護予防支援	地域包括支援センターが、生活機能の維持・改善を図るため、要支援者の介護予防サービス計画を作成し、適切にサービスが提供されるよう事業者と連絡調整を行います。

<地域密着型サービス>

No.	サービス名	サービス概要
1	介護予防認知症対応型通所介護	認知症の要支援者がデイサービスセンターやグループホームなどに日帰り通って、入浴・食事の介助や機能訓練などの介護予防を目的としたサービスを受けます。
2	介護予防小規模多機能型居宅介護	家庭的な小規模施設で、日帰り通うことを中心に、状況に応じて宿泊したり、自宅に訪問してもらったりしながら、日常生活の介助などを受けます。
3	介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	家庭的な環境の中で認知症の症状のある人が少人数で共同生活を送りながら、日常生活の介助や機能訓練などを受けます。

